

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議
開 催 日 時	午前9時35分から 令和3年1月21日（木） 午前10時00分まで
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出 席 者	<p>富岡市長、關野副市長、三好教育長、神田市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部長、麦田こども・健康部長、笠間都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、木村上下水道部長、村山議会事務局長、金子学校教育部長、神頭生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長</p> <p>（担当課1） 高橋人権庶務課長、佐藤同課長補佐、竹本同課専門員兼男女平等推進係長、渡邊同課同係主査</p> <p>（担当課2） 奥山総務部次長兼職員課長、中川同課長補佐、齊藤同課人事研修係長</p> <p>（担当課3・4） 田中上下水道部次長兼下水道課長、松本同課長補佐兼業務係長、西島水道経営課長、上原同課庶務係長</p> <p>（事務局） 永里政策企画課長、櫻井同課長補佐、江原同課政策企画係主任</p>
会 議 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（案） 2 朝霞市職員の配偶者同行休業に関する条例（案） 3 上下水道部組織再編（案） 4 上下水道審議会条例（案） 5 令和3年第1回朝霞市議会臨時会提出議案

<p>会 議 資 料</p>	<p>【議題 1 資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（案）について（概要） ・ 第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（案） <p>【議題 2 資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝霞市職員の配偶者同行休業に関する条例（案）の概要 ・ 朝霞市職員の配偶者同行休業に関する条例（案） <p>【議題 3 資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道部における組織再編（案） <p>【議題 4 資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道審議会条例（案）について ・ 朝霞市上下水道審議会条例（案） 		
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</p> <p>■要点記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録での保管（保存年限 年）</p> <table border="1" data-bbox="454 1025 933 1124"> <tr> <td data-bbox="454 1025 933 1115">電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td> <td data-bbox="933 1025 1385 1115"> <input type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月 </td> </tr> </table> <p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月		
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>			

【議題】

1 第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（案）

【説明】

（担当課1：高橋人権庶務課長）

第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画（案）について、説明させていただく。本市では、男女平等推進条例に基づき、平成28年度から令和7年度までの10年間を基本計画期間とした「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定し、男女平等推進に資する様々な施策を実施している。このたび、前期基本計画が令和2年度で終了することに伴い、新たに令和3年度を初年度とする後期基本計画を策定するものである。

後期基本計画は、基本的には前期基本計画をベースにし、〈めざす姿〉や〈重点課題〉、〈施策目標〉について大幅な変更はしない方向性で考えている。なお、市の最上位計画である第5次朝霞市総合計画後期基本計画についても並行して策定中であり、この総合計画との整合性を考慮することや、近年の社会の変化や、これまでの男女平等施策の成果も踏まえた上で策定を進めているところである。

策定にあたっては、令和元年度に市民意識調査や事業所アンケート、職員意識調査、各種パブリックコメント等を実施し、男女平等推進審議会等で御審議いただくなど、市民意見を反映させてきたので、その流れについて示している。

次に、資料1-2P12「9 施策の体系」、主なポイントについて説明させていただく。

〈施策目標〉だが、前期基本計画では3の部分が「性と生殖に関する健康と権利の尊重」となっていたが、後期基本計画では「多様性の尊重と理解促進」に変更し、「性と生殖に関する健康と権利の尊重」とともに、LGBTQ等の人権課題に対応していくため「性的指向・性自認等に配慮した啓発の推進」との施策の方向性を示している。男女平等の計画ではあるが、朝霞市男女平等推進条例第2条の「性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、ともに責任を担うこと」との定義に基づき計画に盛り込むものである。

次に、〈施策目標〉「6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進」として、〈施策の方向〉に「地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進」を追加している。これは、東日本大震災を始めとした大規模災害時において、女性視点の防災対策や、避難所における男女共同参画意識の醸成が望まれることから、積極的に情報提供等を行う必要があると考え、施策目標として設定したものである。

なお、施策の体系全般については、令和2年12月にて閣議決定された、国の「第5

次男女共同参画基本計画」の施策内容とも整合している。

最後に、P 57 第4章については、本計画の推進体制として、人権庶務課男女平等推進係、女性センターで行う進行管理についての説明を記述しているが、12月の市議会定例会において一般質問をいただき、「指標や数値目標等が一目で分かるように」、また、「計画を通じて、市の男女平等・共同参画に対する姿勢やリーダーシップを示すべき」との御意見を踏まえ、各施策目標のページ右下に掲載している、目標数値に係る表を一覧表としP 60に掲載し、また、P 61に国で定める男女平等・共同参画のためのポジティブ・アクションにおける、本市の取組についての表記を新たに加えることとした。

(神田市長公室長)

本件は1月12日に行われた政策調整会議において審議し、その概要と主な質疑と結果について報告する。

まず、本編54ページの町内会や自主防災組織等における男女共同参画の推進について修正を行ったとの説明だが、どのような経緯からかとの質問に対し、避難所では、女性視点の運営が求められているので、女性視点での防災対策についてのリーフレット等を作成して啓発活動を行っていくこととした。また、町内会の会長副会長は、女性がもっと活躍していくべきで国の計画等でも定められていることから、本市も啓発活動を進めていく必要があるという観点から計画に入れ込んだとの説明があった。

さらにその説明を受けたうえで、町内会の会長に占める女性の割合を増やすことが男女共同参画に直接結びつかないのではないかと。会長に限定するのではなく、役員等の割合等に変更してはどうかとの質問があった。それに対して、いただいた意見を踏まえ、検討させていただくとの回答があった。本日、示した案の中では、町内会の活動に参加するものとして整理されている。

続いて、48ページの関係機関等との連携について。本文中には、関係機関として要保護児童対策地域協議会の名称が記されているが、49ページの図表には記載されていない。図表の中にも明記すべきではとの意見に対して、図表の中に明記できるよう、検討させていただく。との回答があった。

これらの結果から一部修正し、庁議に諮ることとなった。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【議題】

- 2 朝霞市職員の配偶者同行休業に関する条例（案）

【説明】

(担当課 2 : 奥山総務部次長兼職員課長)

朝霞市職員の配偶者同行休業に関する条例について、説明させていただく。

条例の目的については、市職員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等する配偶者と外国において生活を共にするための休業制度として、新たに設けるものである。

次に、制度の内容だが、配偶者が外国で勤務する場合や、外国の大学等で就学する場合、公務の運営に支障がないと認めるときは、3年を超えない範囲内で休業を認めることとしている。なお、休業期間中については、給与は支給されないので無給となる。

次に、配偶者同行休業に関する条例に係る県内の状況だが、令和2年4月時点で、さいたま市、川越市、熊谷市など19団体が制定しており、近隣市では新座市が平成29年4月、志木市が平成31年4月に制定している。

最後に、条例の施行については、令和3年4月1日を予定している。

(神田市長公室長)

本件は1月12日に行われた政策調整会議において審議し、その概要と主な質疑と結果について報告する。

休業の期間中は無給となるのかとの確認の質問に対して、そのとおりであるとの質疑を経て、原案のとおり庁議に諮ることとなった。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【議題】

3 上下水道部組織再編（案）

【説明】

(担当課 3 : 西島水道経営課長)

上下水道部組織の再編案について、説明させていただく。

まず、再編の背景としては、今年度より下水道事業が公営企業会計を導入したことにある。これにより上水道、下水道、両事業ともに地方公営企業法を適用し、経営や経理の仕組みがほぼ同じとなった。そのため、健全かつ効率的に経営を進める上において、同じ視点を持つ必要性が高まっている現状がある。

そこで、上下水道の両事業を同じ経営視点で捉え、効率的かつ健全な経営をより一層

推進するため、両事業の経営部門の統合を行いたいということが今回の再編の趣旨である。なお、課の名称については、上下水道総務課とする。

上下水道総務課には、会計庶務係と経営係を配置し、既存の下水道課については、水道経営に対して施設の工事や管理を所管する水道施設課という名称に整合するよう、下水道の工事・管理を所管する下水道施設課という名称に変更したいと考えている。

具体的な変更内容としては、資料2枚目にある、現状における水道経営課の庶務係と料金係の業務のすべてを見直し、そこに下水道課の業務係の業務を加え、すべての業務を大きく会計部門と経営部門に分け、会計部門は、水道料金・下水道使用料の調定及び徴収、出納事務や職員の給与やサービス、水道庁舎や水道事業用地の管理や課の庶務を所掌する会計庶務係として、経営部門は、上下水道事業の企画や総合調整、予算編成、財政計画、また、上下水道事業管理規程を始めとした例規に関することを所掌する経営係として、2係の体制を考えている。

それぞれの業務の一体化や類似業務の統合が図られることにより、今後、経営基盤の安定や上下水道の連携強化、事務の効率化が図られ、市民サービスの向上にもつながるものと考えている。

今回の上下水道部の組織再編については、今後、水道事業及び下水道事業管理規程等の改正を行い、令和3年4月1日より実施したいと考えている。

(神田市長公室長)

本件は1月12日に行われた政策調整会議において審議し、その概要と主な質疑と結果について報告する。

まず、県内、近隣自治体の動向はという質問に対し、上下水道の経営部門を統合している自治体は県内に25市町あり、全体の約半数となる。なお、近隣3市は、志木市と和光市が既に統合しており、新座市は別々に事業を実施しているという回答があった。

次に、統合によるメリットは、経営基盤の安定や上下水道の連携強化、事務の効率化、市民サービスの向上とあったが、その他にメリットはあるかとの質問に対し、今後、下水道経営戦略の策定を予定しているが、水道事業では平成30年度に策定しているため、その際のノウハウを活用することなど、今後、さまざまな場面で水道事業のノウハウを活用することにより、経営コストの削減ができるとの回答があった。

これらの結果から原案のとおり庁議に諮ることとなった。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【議題】

4 上下水道審議会条例（案）

【説明】

（担当課 4：西島水道経営課長）

「朝霞市上下水道審議会条例(案)」について、説明させていただく。

本条例は、既存の水道審議会と下水道審議会を一つの会議体に統合するために朝霞市水道審議会条例の一部を改正し、朝霞市上下水道審議会条例とし、朝霞市下水道審議会条例を廃止する手続きとなっている。

一つの会議体に統合する趣旨としては、今年度より下水道事業が公営企業会計を導入し、経営や経理の仕組みが、ほぼ同じとなったことから、それぞれの経営状況に対して、同じ視点に立った意見をいただくことが必要であるとの認識に基づいたものである。

条例は全8条で構成されており、第1条は設置、第2条は所掌事務を定め、第3条の委員としては、15人以内の委員で組織することとしている。

委員構成については、これまでの水道審議会、下水道審議会を踏襲しているものであり、1号委員は、市議会の議員、2号委員は、水道または下水道の使用者、3号委員に、知識経験を有する者としている。

2号委員の水道・下水道使用者については、公募市民と公共的団体などから推薦された方を委嘱したいと考えている。

また、3号委員についても、企業会計に基づく経営状況などに御意見をいただけるよう、新たに公認会計士などの登用も必要であると考えている。

そして、第4条においては、水道・下水道が持つ、それぞれの特性から、特定の事業者や技術者などから意見を聴取する必要がある場合などを想定して、臨時委員の委嘱ができる旨、規定した。

第5条は会長及び副会長、第6条は会議、第7条は、会議の庶務について規定し、第8条の委任までとなっている。

なお、本条例については、令和3年4月1日から施行したいと考えている。

（神田市長公室長）

本件は1月12日に行われた政策調整会議において審議し、その概要と主な質疑と結果について報告する。

まず、公募委員の予定はないのかとの質問に対して、公募委員は、2号委員の水道・

下水道使用者の中に含まれている。現行の水道審議会条例及び下水道審議会条例においても、同様に2号委員の中に含まれているという説明があった。

さらに、その説明に対して、公募委員にするのであれば、他の審議会条例などに倣い、2号委員の中に含めるのではなく、独立した項目を追加してはどうかとの意見があった。また、2号委員の水道・下水道使用者では、すべての市民が対象となるので、もう少し対象を絞った表記にしてはどうかという意見もあった。これに対して、いただいた意見を踏まえ、検討させていただくとの回答があった。検討の結果、本案については2号委員の中に含めることとし、変更をしないで、庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【議題】

5 令和3年第1回朝霞市議会臨時会提出議案

【説明】

(須田総務部長)

今回の提出議案は1点で、議案第1号令和2年度(2020年度)朝霞市一般会計補正予算(第6号)である。

今回の補正額については、歳入歳出それぞれ、3億1,291万4,000円の増額で、これを含めた累計額は、619億9,850万8,000円となっている。

第2条の繰越明許費補正については、4ページに掲載しているが、飲食店あんしん来店奨励金支給事業及びプレミアム付商品券事業について、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。

それでは、歳入歳出の概要を申し上げる。

まず、歳入について、国庫支出金は、新たに新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を計上することにより、5,743万1,000円増額している。

寄附金は、民生費寄附金など332件、1億752万9,000円の受け入れをしている。

繰入金は、財政調整基金繰入金を1億4,795万4,000円増額している。

次に、歳出について、総務費は、避難所における感染症対策に係る経費を増額するほか、新たに、市民センターにおいて、新型コロナウイルス感染症対策として、加湿器の購入に係る経費を計上することにより、683万9,000円増額している。

民生費は、障害者施設や介護事業所における感染症対策に対する支援金や保育園などの児童福祉施設の従事者に対する慰労金を計上することなどにより、7,605万円増額している。

衛生費は、新たに新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費やごみ収集事業者への感染症対策に対する支援金を計上するほか、医療機関等支援金を増額することにより、9,308万1,000円増額している。

商工費は、新たに飲食店あんしん来店奨励金を計上するほか、プレミアム付商品券事業費補助金を増額することにより、9,820万円増額している。

土木費は、新たに交通事業者感染症対策支援金を計上することにより、569万円増額している。

教育費は、新たに臨時就学援助費や公民館、博物館及び図書館における加湿器などの購入に係る経費を計上するほか、中学校の林間学校の中止に伴うキャンセル料や小・中学校における感染症対策経費を増額することなどにより、3,305万4,000円増額している。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【閉会】